

資料2-4

風力発電設備及び太陽光発電設備 に係る関係法令の手続きについて

第52回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)3月16日開催

北海道建設部まちづくり局
都市計画課景観係

既存の土地利用に関する法令

- ・ 風力発電など再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、『再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法』に基づき関係法令等の確認や手続きが必要（設置申請書に手続状況を添付、ただし10kW未満の太陽光発電は除く）
- ・ 関係法令等には、各自治体が定める条例・ガイドラインも含まれる

風力発電及び太陽光発電設備設置に係る関係法令の手続きにつ

関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲		必要な手続き	
国土利用計画法	土地取引 (土地売買、使用賃借権設定等)	注視区域・監視区域 (北海道は該当なし)	市街化区域	2,000㎡以上	
			都市計画区域	5,000㎡以上	
			その他の区域	10,000㎡以上	
		注視区域・監視区域外	市街化区域	2,000㎡以上	
			都市計画区域	5,000㎡以上	
			その他の区域	10,000㎡以上	
都市計画法	開発行為(主として、建築物の建築、特定工作物の建設を目的とする開発行為) (太陽光発電設備及び風力発電設備のみの場合は開発行為許可不要。)	線引き都市計画区域	市街化調整区域	全て	許可
			市街化区域	1,000㎡以上	許可
		非線引き都市計画区域・準都市計画区域		3,000㎡以上	許可
			その他区域		1ha以上

関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	必要な手続き
<p>土壌汚染対策法</p>	<p>開発行為(土地の掘削、形質の変更)</p>	<p>・ 次のいずれかに該当する場合は、届出不要</p> <p>1) 次の全てに該当する場合 ア 土壌を当該土地の形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないこと。 イ 土壌の飛散又は流出を伴わない土地の形質の変更であること。 ウ 土地の形質の変更に伴う部分の深さが50cm未満であること。</p> <p>2) 農業を営む行為（農地改良、整備等事業は対象） 3) 林業の作業路（林道は対象） 4) 鉱山 5) 災害応急措置 6) 形質変更が盛土のみの場合</p>	<p>3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合（ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地の場合は900㎡以上）、知事へ届出（土地の形質変更に着手する30日前まで）</p>
<p>環境影響評価法北海道環境影響評価条例</p>	<p>土地の形状の変更（これと併せて行う浚渫を含む。）並びに工作物の新設及び増改築</p>	<p>電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業</p>	<p>配慮書、方法書、準備書などの関係書類の作成、提出及びそれに伴う調査</p>

関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	必要な手続き	
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外	農用地区域内の農地	申出（行為着手前）	
農地法	農地転用(農地の転用目的での権利移動等)	市街化区域内の農地	届出(40日以内)	
		市街化区域外の農地	第3種農地	許可
			第2種農地	許可（条件付）
			第1種農地/甲種農地/農用地区域内農地	原則不許可
森林法（保安林）	開発行為（土石・樹根の採掘、土地の開墾等土地の形質変更）	保安林	原則不許可	
	保安林の指定解除（森林以外の用途に転用）		解除申請（行為着手前）	
森林法(地域森林計画の対象民有林)	開発行為（土石・樹根の採掘、土地の開墾等土地の形質変更）	地域森林計画の対象民有林 （保安林を除く） ※国有林/保安林以外のほとんどの森林が該当）	1ha以上 許可	
	木材の伐採等		届出(行為着手30日前)	

関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	必要な手続き
河川法	河川区域内の土地の占有、工作物の新築・改築等、土地の形質変更等	河川区域/河川保全全区域 (主に堤内地から50m以内で規定)	許可(行為着手前)
海岸法	海岸保全区域及び一般公共海岸区域の土地の占有、工作物の新築・改築等、土地の形質変更等	海岸保全区域/一般公共海岸区域	許可(行為着手前)
道路法	新規通路の取付工事、歩道の切り下げ、ガードレール撤去等	一般国道、道道、市町村道	許可(行為着手前)
港湾法	港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占有の許可	港湾区域内	許可(着手前)

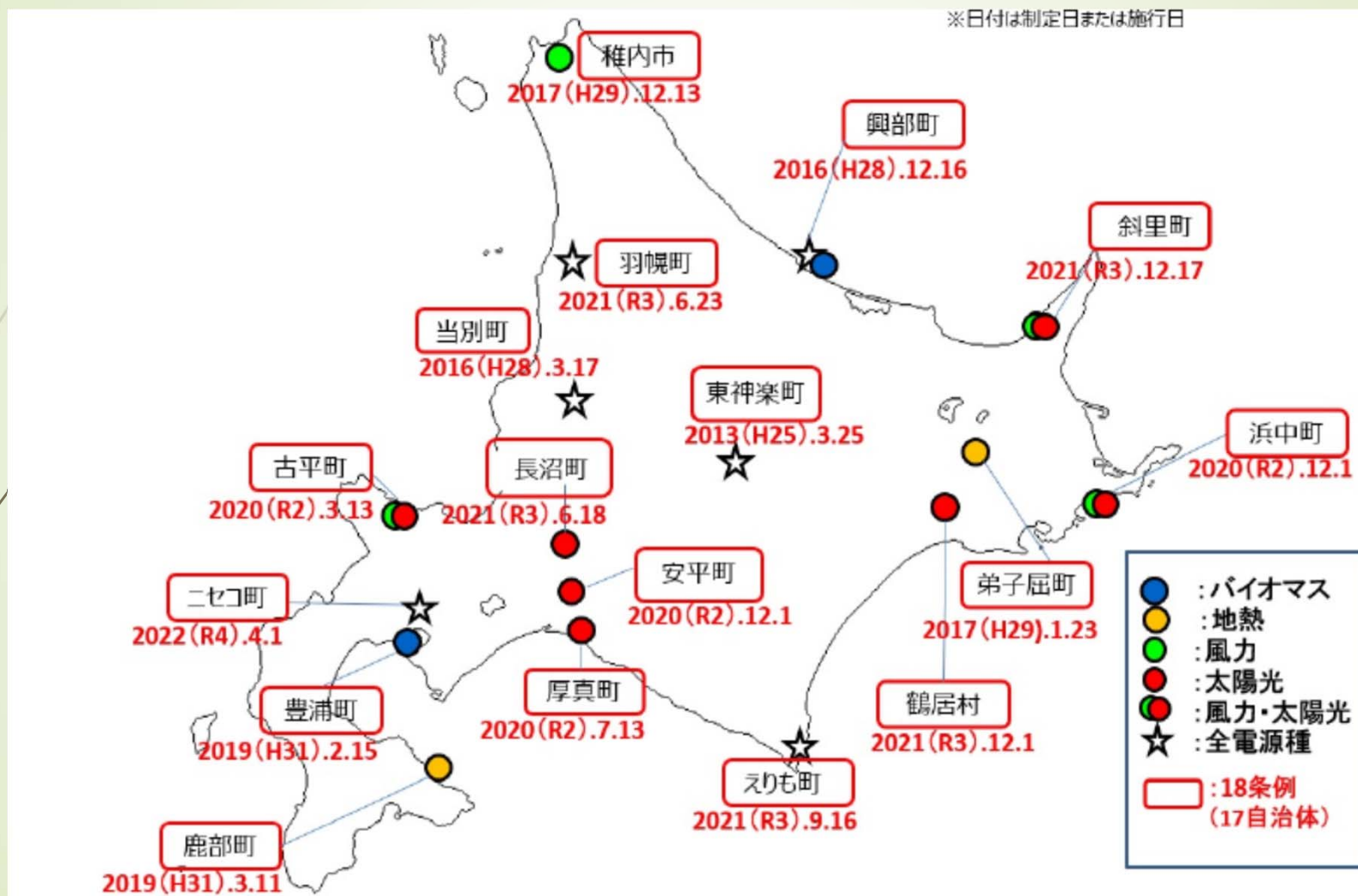
関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	必要な手続き
砂防法	工作物の新築・改築・移転又は除却 土地の掘削・盛土・切り土等の土地の形状変更 土石の採取・集積、立木竹の伐採	砂防指定区域	許可 (行為着手前)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		急傾斜地崩壊危険区域	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <土砂災害防止法>	特定開発行為 (住宅分譲等)	土砂災害警戒区域	
地すべり等防止法	*のり土 (長3m以上)、切土 (高2m以上) の行為 *施設・工作物の新築・改良 *地すべり防止阻害、助長・誘発の行為	地すべり防止区域	

関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	必要な手続き
建築基準法	<p>○風力発電設備に係る手続以下の場合を除き、建築確認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備が電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物に該当する場合 ・風力発電設備が船舶安全法第2条第1項の適用を受けるものである場合 <p>○風力発電設備に付属する建築物に係る手続以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合 		<p>建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p> <p>※太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第1号に規定する建築物に該当しない。</p>

関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲		必要な手続き
航空法	高さ制限 (施工期間も含む)、 航空障害灯の設置、 太陽光のパネル反射 影響等	空港周辺(水平表面:空港標点から垂直上方45mの点を含む点を中心に半径4,000mの水平面、進入表面、転移表面の各制限表面下) 地表又は水面から高さ60mを超える建造物		事前問い合わせ、協議 制限表面:仮設物などの場合、申請→承認 航空障害灯:届出
工場立地法	太陽光及び風力発電施設を付設、増設する場合	既に特定工場の規模を有している工場	工場建築物の建築面積	工場建築物の建築面積 3,000㎡以上 届出
			工場の敷地面積	
自然公園法	工作物の新築、変更など 木竹の伐採、土地の形状変更	特別地域/特別保護地区		許可(特別地域)又は届出(普通地区)
北海道自然環境等保全条例		特別地域/普通地区		
北海道自然公園条例		自然環境保全地域(特別地区/普通地区)/緑地環境保全地区		
鳥獣保護法		鳥獣保護区特別保護地区		
		監視地区/管理地区/立入制限地区		

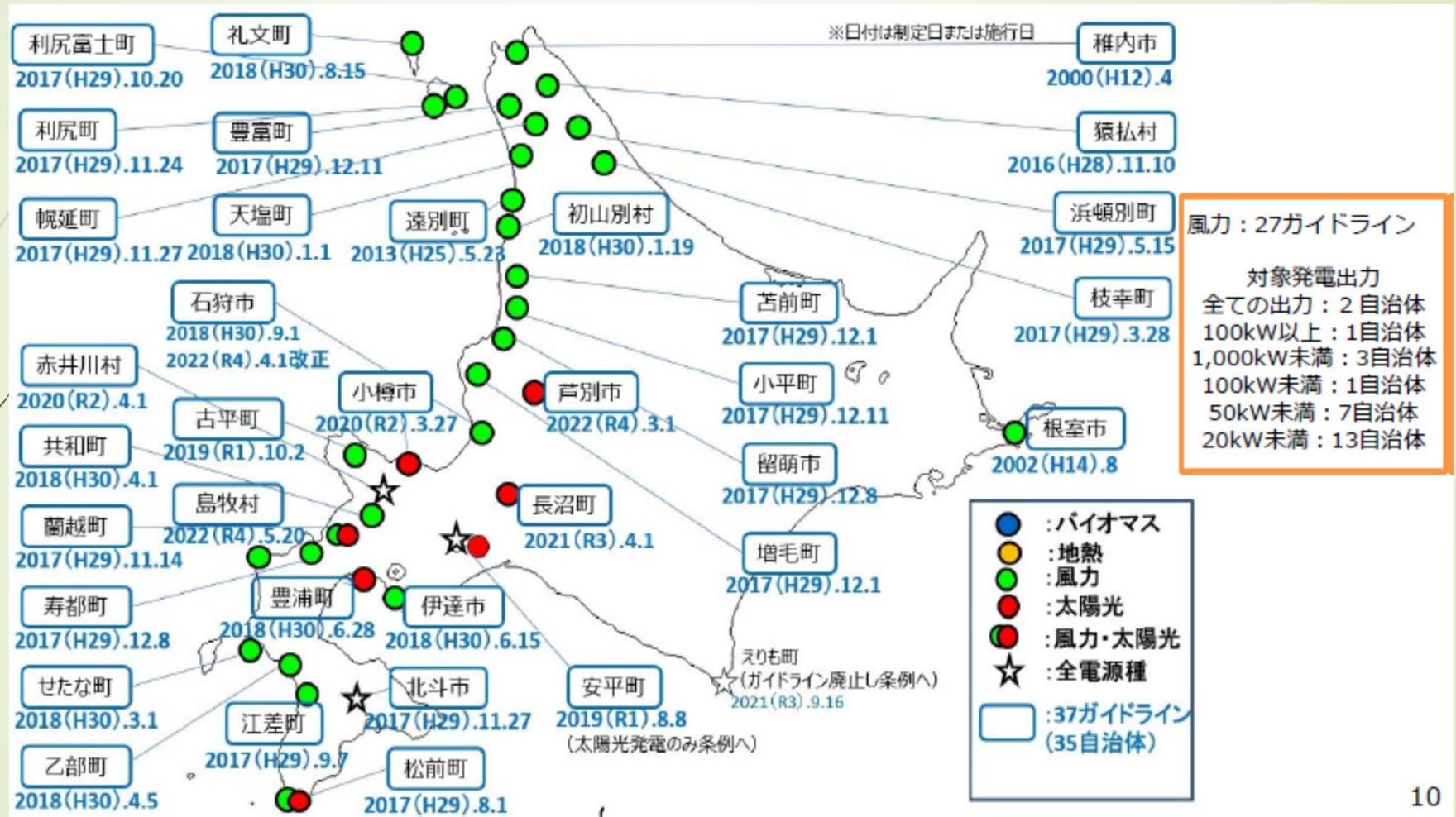
関係法令	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	必要な手続き
文化財保護法 (国指定史跡名勝天然記念物)	国/道が指定した史跡名勝天然記念物に何らかの変更を招来させる行為	国/道の指定区域(その周辺部が対象の場合あり)	許可(行為着手前)
文化財保護法 (埋蔵文化財等の包蔵地発掘)	埋蔵文化財包蔵地に何らかの変更を招来する行為等	当包蔵地の地区(その周辺部が対象の場合有り)	届出・通知→(指示・勧告)
文化財保護法 (埋蔵文化財等の発見届出)	出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した時	新たに発見した区域	届出・通知→(指示・勧告)
北海道景観条例 (羊蹄山麓広域景観形成地域)	太陽光発電施設の設置、風力発電設備の設置、	喜茂別町、京極町、留寿都村、洞爺湖町、真狩村、二セコ町、倶知安町	太陽光発電設備：高さ5m、築造面積1,000㎡を超える場合 届出 風力発電設備の設置：高さ15mを超える場合 届出(着工30日前まで)
北海道景観条例 (一般地域)		景観行政団体の行政区域及び羊蹄山麓広域景観形成地域を除く北海道全域	太陽光発電設備：高さ5m、築造面積2,000㎡を超える場合 届出 風力発電設備の設置：高さ15mを超える場合 届出(着工30日前まで)

再生エネルギー設備の設置基準等に関する条例の制定状況



出典：北海道経済産業局作成「北海道における再エネ条例等の制定状況（詳細版）」より抜粋

再生エネルギー設備の設置基準等に関するガイドラインの制定状況



出典：北海道経済産業局作成「北海道における再エネ条例等の制定状況（詳細版）」より抜粋